

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

（個別項目）

○サプライチェーン全体の情報共有に努め、関係取引先との業務効率の向上を図ります。

2. 「振興基準」の遵守

下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を遵守し、関係取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組めます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇等の影響を考慮し下請事業者と十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して量産終了後の型の無償保管要請を行わないよう十分に配慮します。

③支払条件

下請代金の支払いは可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、支払いサイトを60日以内とし、割引料等を下請事業者の負担としないよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

下請事業者に対し片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

下請事業者も働き方改革に対応できるよう、下請事業者が不利益となるような取引や要請は行わないよう努め、やむを得ず短納期または追加発注や急な仕様変更を行う場合には、下請事業者と十分協議し下請事業者に不利益とならないよう努めます。災害時等においては、下請事業者に取り扱一方的な負担を押し付けないように、また事業再開時等にはできる限り取引関係の継続等に配慮します。

2024年3月1日

日本精密技研株式会社

企業名

代表取締役社長 大村 美智

役職・氏名（代表権を有する者）